

# 八王子市公私連携保育法人候補者の選考に関する実施要綱

## (目的)

第1条 八王子市公私連携保育法人を公正かつ適正に選考するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (選考の原則)

第2条 選考は、「八王子市公私連携保育法人の指定に関する要綱」及び「八王子市公私連携保育法人募集要項」の規定に基づき、一次選考及び二次選考により実施する。

2 一次選考は、八王子市子ども家庭部(以下「所管部」という)が応募資格及び書類内容について審査する。

3 二次選考は、「八王子市公私連携保育法人の指定に関する要綱」に基づき開催する評価会議において、応募書類及び事業説明(プレゼンテーション)に関する意見を聴取のうえ審査する。

## (一次選考)

第3条 所管部は別表1「資格審査表」及び別表2「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募資格及び書類内容について審査する。

2 市長は、一次選考結果を速やかに全応募者に通知する。

## (二次選考)

第4条 評価会議の参加者は、応募書類、事業説明(プレゼンテーション)等に基づき、応募者の運営能力等を、市長が定めた選考基準に基づき評価する。評価の方法、プレゼンテーション実施の詳細、その他二次選考に関し必要な事項は所管部が定めることとする。

2 市長は、評価会議の意見を聴取したうえで、選考基準に基づき公私連携保育法人の候補者を決定する。

3 市長は、二次選考結果を速やかに二次選考対象者に通知する。

## (その他)

第5条 その他選考に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

## 附則

1. この要綱は、令和7年(2025年)5月14日から施行する。

2. この要綱は、令和8年(2026年)3月31日をもって、その効力を失う。

## 資格審査表

事業者名 \_\_\_\_\_

## 1. 資格の審査

No.	審査項目	点検欄
①	八王子市内に事務所又は事業所を置く法人	
②	現に市内で認可保育所、認定こども園、幼稚園を設置・運営し、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たす者	
③	運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であること。(直近3年間の会計年度で3年連続して損失を計上していないこと。また、直近2年間の会計年度でいずれの年度も債務超過になっていないこと。)	
④	対象施設に係る年間事業費(土地賃借料を含む)の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。	
⑤	運営する施設が、指導検査(立入調査)において申込年度以前の過去3年間に文書指摘がないこと、又は、指摘があった場合は、適正に改善がなされていること。	
⑥	「公私連携型保育所の運営等に関する協定書」を誠実に履行できること。	
	以下の欠格事項のいずれにも該当しないこと。	
⑦	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者	
⑧	市から指名停止措置を受けている者	
⑨	市民税、法人税、消費税等を滞納している者	
⑩	会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生又は再生手続きを開始している法人	
⑪	地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当する者	
⑫	事業者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者	

## 2. 書類の審査

No.	審査項目	点検欄
①	八王子市公私連携保育法人指定申請書	
②	事業計画書	
③	資金計画書	
④	対象施設の収支予算書(令和8～10年度) (添付)対象施設の令和8年度収支予算書における支出合計額の12分の1以上に相当する資金を令和7年4月以降の時点で有していることが確認できる書類(通帳の写し又は残高証明書)	
⑤	法人全体の収支予算書(令和8～10年度)	
⑥	法人全体の借入金等返済(償還)計画(令和8～10年度) 金融機関等別の借入等の内容、完済(償還)予定年月、年間返済(償還)予定額(元利)を記入	
⑦	共同保育・共同調理による引継ぎ経費見積書	
⑧	法人調書 (添付)法人概要書類(経営理念、事業概要、組織図、事業実績、施設整備実績、パンフレット、ホームページ等)	
⑨	役員名簿 (添付)履歴書	
⑩	表明・確約書	
⑪	定款及び規程類(保育所運営規程、就業規則、給与規程、経理規程等)	
⑫	法人登記事項証明書(3ヵ月以内のもの)	
⑬	納税証明書【納税義務を負う場合のみ】 ・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(税務署発行、3か月以内のもの) ・法人市民税、固定資産税・都市計画税に係る納税証明書(八王子市発行、直近3年分、3か月以内のもの)	
⑭	代表者の印鑑証明書(3か月以内のもの)	
⑮	法人の決算書類(過去3年間の事業年度の決算に係るもの) ・資金収支計算書及び内訳書、事業活動収支計算書及び内訳書、貸借対照表 又は ・損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書	
⑯	監査報告書(過去3年間の事業年度分) ・監事(監査役)監査報告書 ・外部監査報告書(外部監査を受けている場合)	
⑰	現に運営する保育所の概要(パンフレット、しおり、ホームページ等の既成のもので可)	
⑱	現に運営する保育所の指導検査結果通知及び改善報告書(過去3年間の事業年度分)	

## 事業計画書記載事項点検表

No.	審査項目	点検欄
①	公私連携型保育所の運営に対する法人の考え	
②	保育方針、保育計画、保育内容	
③	特別な支援・配慮を要する子どもに対する考え方・取組	
④	職員の配置計画 ①施設長候補者	
	職員の配置計画 ②職員体制	
	職員の配置計画 ③現に運営する保育園等の職員雇用状況	
⑤	職員確保、定着率向上に向けた取組	
⑥	職員の人材育成体制	
⑦	給食の取組	
⑧	児童の健康管理・衛生管理	
⑨	危機管理体制	
⑩	家庭とのかかわり	
⑪	要望・苦情に対する対応	
⑫	虐待の防止及び早期発見等	
⑬	業務評価とサービス向上に向けた取組	
⑭	個人情報の取扱い	
⑮	地域の子育て支援、地域との交流	
⑯	関係機関との連携	
⑰	業務引継ぎ	